

2016年10月27日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

A)一般会計からの繰入は法定割合に基づき行っている。

保険料は、低所得者である第1段階の割合を0.50から0.05軽減し、0.45へ軽減している。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

A)昨年度から低所得者の介護保険料については年間3,840円の減額を実施している。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

A)該当する被保険者がいないため実施していない。

##### (2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括

支援センターへつなぐようにしてください。

A) 相談時に十分状況や希望するサービス等を聞き取り、必要時は訪問して状況を見極めてから振り分けを行う。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

A) 委託料は業務の内容によって適切に契約を行っている。

### ★(3) 基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

A) 現在、飛島村では特養1、老健1、地域密着型共同生活介護グループホーム1施設があり、村民で待機者もいない。自治体規模に対して適正と思われる。

### (4) 総合事業について

①総合事業移行にあたって

★ア) 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

A) 要支援者の実態は把握しており、必要なサービスを適正に利用できるようにする。

★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

A) 今のところ導入は考えていない。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

A) 現行のサービス利用は維持する。しかし、単純に多様なサービスに置き換えることは考えていない。本人や家族の状況や意向を聞き、適正なサービスにつなげる。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

A) 近隣市町村と比較し、適切に対応する。

### (5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

①宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

A) 近隣市町村と比較し、適切に対応する。

②住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

A) 住宅改修、福祉用具に関しては実施している。高額介護サービス費に関しては、生活保護の方に限り現物給付であり、まず国保連が支払うため本人の金銭的な負担は少ない。

### ★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

A) 国の制度に従い実施している。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

A) 平成19年申告分から申請書を個別送付している。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。  
A)近隣市町村と比較すると、保険税は安いと思われるので、今後も国保財政の適正化に努めていきます。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

A)18歳未満の子どもについては、医療費の無料化や育児奨励金、就学祝金等、他の施策で村内全世帯を対象に公平に支援をしています。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

A)資格証明書の発行は行っていません。

④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

A)滞納者の生活実態等により判断しております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

A)平成22年7月1日以降は生活基準額の1.4倍以下は一部負担金の猶予をします。また、周知について、啓発推進に努めます。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

A)行っておりません。

★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

A)滞納者の担税能力を考慮し、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納、免除の対応を行っています。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

A)福祉事務所未設置の町村にあつては、県が対応しており、本地域では「海部福祉相談センター」が担っている。村においても相談、申請業務は受け付けており、親切丁寧な対応はもちろん、県と連携し、早急な対応をしている。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

A) ②～⑥まで、何れも海部福祉相談センターが実施

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

A) これまで通り存続。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

A) 平成24年4月1日から、子どもの医療費給付を18歳到達後、最初の年度末まで助成中。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

A) 精神障害者への補助対象は、通院・入院とも精神疾患に限らず、全疾患を補助している。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア) 子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

イ) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

A) 生活保護基準額の1.4倍以下での算定はしていません。申請者の生活困窮の状況を民生委員、学校長に聞き取りして援助対象者を決定しています。また、年の途中に村広報誌で周知しています。

ウ) 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

A) 村内にNPOの「無料塾」や「こども食堂」がありません。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

A) 学校給食部会に補助金を支出していることから、現時点では無料化は検討していません。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、

保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

A) 村雇用のスクールカウンセラーを配置しています。

⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

A) 自立支援協議会等関係機関と連携し、社会資源の充実に努めていきたい。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

A) ケースにより検討する

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

A) 国の制度に従う

★④40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア) 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

A) 介護保険担当と連携し、制度の説明等を実施している

イ) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

A) 介護保険担当と連携し、ケースにより検討する

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

A) 国の制度に従う

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

A) 相談支援事業の充実に努めていきたい

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

A) 国の制度に準じ、障害者支援の充実に努めていきたい。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

A) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、インフルエンザ(65 歳未満)は平成 22 年度から、ロタウィルスワクチンは平成 28 年度から任意予防接種費用助成を行っている。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

A)平成26年10月1日から定期接種となったため、平成27年3月31日で任意予防接種費用助成は終了した。

**【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

**(1) 福祉医療制度について**

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。**

以上